

介保第273号
令和3年11月26日

奈良県内高齢者施設代表者 各位

奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

高齢者施設における面会等の実施にあたっての留意点について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設における面会については、令和3年11月8日付け介保第37号奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課長通知「高齢者施設における面会に関する感染防止策の徹底について（通知）」（以下「令和3年11月8日県通知」という。）において、面会を実施する際の感染防止策の徹底を依頼したところです。

しかしながら、今般国より、別添の「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）において、面会を実施する場合の感染防止対策を含めた面会及び外出の留意点が示されましたので、今後は、当該事務連絡によっていただきますようお願いいたします。

なお、令和3年11月8日県通知及び令和2年10月16日付け介保第230号奈良県医療・介護保険局介護保険課長通知「新型コロナウイルスの感染防止策の徹底について」は廃止します。

担当：介護保険課 施設整備係／介護事業係
電話：0742-27-8534（ダイヤルイン）